

2011年3月14日 全2頁

# 東日本巨大地震に対する

## 金融庁の当面の対応

資本市場調査部 制度調査課  
横山 淳

### [要約]

- 2011年3月11日、金融担当大臣及び日銀総裁の連名で、東日本巨大地震への対応として、金融機関に対して適切な金融上の措置を講じるように求める要請を行った。
- 3月14日には、金融担当大臣談話として、空売り規制（Naked Short Sellingの禁止）等の厳格な執行を含め、相場操縦等の不正行為に対する監視を徹底する方針を明らかにしている。

### 東日本巨大地震に対する金融庁の当面の対応

○2011年3月11日に発生した東日本巨大地震に対応して、政府は各種の対応策を発表している。金融庁も、同日、金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名で、金融機関に対して適切な金融上の措置を講じるように求める要請を行った。

○主な内容としては、災害の被害者の便宜を考慮した次のような対応を、銀行等（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券（証券会社）、保険（生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社）、共済（火災共済共同組合）に対して要請している。

- ◇証書・証券・印鑑等の紛失に対する便宜措置（銀行、証券、保険、共済）
- ◇顧客の現金化の希望（定期預金等の期限前払戻し、有価証券売却・解約代金の即日払いに対する便宜措置、保険金の迅速な支払いに対する配慮など）に対する適切な対応（銀行、証券、保険、共済）
- ◇手形の不渡処分についての配慮（銀行）
- ◇顧客の融資の希望（融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化など）に対する適時的確な措置（銀行）
- ◇休日営業などについて適宜配慮（銀行）
- ◇対応措置について実施店舗にて店頭掲示（銀行）
- ◇保険料・共済掛金の払込みの猶予期間延長など適宜の措置（保険、共済）
- ◇営業店舗名などの周知（銀行、証券、保険、共済）

○具体的な措置については、下記の金融庁ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20110311-3.pdf>

- また、3月13日には、金融担当大臣の談話が発表されている<sup>1</sup>。
- この中で、改めて、3月11日付の発表内容について確認すると同時に、次のように不正取引に対する監視を強化する方針を明らかにした。

5. その際、当庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行ってまいります。

具体的には、証券取引等監視委員会や証券取引所等の関係者と連携して、売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）等の厳正な執行を含め、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底し、違反行為には厳正に対処してまいりたいと考えています。

（出所）『自見金融担当大臣談話』（2011年3月13日）

- この中で言及されている「**売付けの際に株の手当てのない空売り規制（Naked Short Selling の禁止）**」は、2008年より実施されている暫定措置（当面の期限は、2011年4月30日まで）のことである。具体的には、上場株式の売付けの際に、借株などを通じて決済に充てる株式の手当てがなされていない空売り注文（Naked Short Selling）を証券会社等が受託することを、原則、禁止するものである<sup>2</sup>。
- 今回の談話では、規制の執行を厳正に行うことで、相場操縦などの「災害の発生に乗じた不適切な取引」を防止するスタンスが明確に示されている。ただし、特にこの規制自体を強化することには言及されていない。

<sup>1</sup> 詳細は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110313-1.html>) に掲載されている。

<sup>2</sup> 拙稿『空売りの「決済措置」確認に関する内閣府令・告示』（2008年10月30日付レポート）、拙稿『空売り規制強化、11年4月30日まで延長』（2011年1月24日付レポート）など参照。